

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

1 条例改正の理由

県議会議員に係る令和2年6月及び12月の期末手当の額について、規定の額からその100分の10に相当する額を減じた額とするため、所要の改正を行う。

2 条例改正の内容

「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表」のとおり

3 施行期日

公布の日

新旧対照表

○県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

| 新 | 旧 |
|--|--------------------------------------|
| <p>附 則 1～9 (略) (期末手当の特例)</p> | <p>附 則 1～9 (略) (期末手当の特例)</p> |
| <p>10 (略)</p> | <p>10 (略)</p> |
| <p>11 <u>令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</u></p> | <p>10 (略) (新規)</p> |

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第10項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（期末手当の特例）」を付し、附則に次の1項を加える。

11 令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。